

条件付一般競争入札（郵便方式）入札心得

（趣旨）

第1条 この入札心得は、大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課（以下「当課」という。）が行う「大阪府医療情報システム群に係る端末機の賃貸借」にかかる条件付一般競争入札（郵便方式）（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

- 第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府財務規則第48号。以下、「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、また、当課が定めるこの入札心得、入札説明書、契約条項及びその他関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、当課の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問書の回答、契約書（案）及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加者は、発注概要書及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限る。

（入札保証金）

- 第5条 入札保証金は規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。

（入札書等の提出）

- 第6条 入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。
- 2 入札書に記名押印又は署名の上、郵送により申し込まなければならない。
- 3 入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。
- 4 入札書に記載する日付は、入札日とすること。
- 5 入札参加者は、入札書を封かん（入札書封筒の様式は別紙1）しなければならない。この封筒の表に、会社の所在地、会社名、代表者名を記入し、さらに封筒に契約（取引）実績調書（以下「実

績調書」という。)を入れ、押印(裏面割印)しなければならない。

- 6 入札書及び実績調書を表封筒(様式は別紙2とし、以下「封書」という。)に入れ、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの郵便で入札書提出期間に指定されている日付を「配達日指定」とする方法により郵送しなければならない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 期限まで到達しない封書
- (2) 封書が2通以上のとき
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (4) 入札書に記名押印又は署名がないとき
- (5) 入札書の金額が訂正されているとき、又は入札書のア額のア記載が不明瞭なとき
- (6) 入札書封筒に記名押印がないとき
- (7) 入札用封筒に業務名、入札者名(住所・商号又は名称・代表者氏名)が記載されていないとき
- (8) 入札用封筒に封印及び封かんされていないとき
- (9) 郵送用封筒に業務名、入札者名(商号又は名称・代表者氏名)が記載されていないとき
- (10) 郵送用封筒に封印及び封かんされていないとき
- (11) 郵送用封筒の業務名及び入札者名(商号又は名称・代表者氏名)と同封された入札用封筒の業務名及び入札名(住所・商号又は名称・代表者氏名)が相違するとき
- (12) 談合その他の不正な行為によってされたと認められるとき
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(入札書の引換等の禁止)

第8条 入札参加者は、一度提出された封書の引換え、変更又は取り消しはできない。

(入札の辞退)

第9条 入札書等の郵送後においても、入札執行(開札)までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を当課あてに入札書提出期間に指定されている日付に届くように郵送するものとする。(必着)
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。

(入札の取り止め等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、当課が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により当課が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の執行)

第11条 期限までに郵送により参加した入札者の開札は、発注概要書で示した日時及び場所において、入札担当者以外の職員を立ち合わせて行うものとする。

(開札の傍聴)

第12条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、発注概要書で示した入札（開札）予定時刻の10分前までに、社員証等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

(失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (2) 提出期限までに入札参加資格申出書及び契約（取引）実績調書の提出を行わない者
- (3) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ウ 大阪府、大阪市又は委員会の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、発注概要書等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、当該入札をした者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度を採用した入札の場合においては、落札者は次のとおりとし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- (1) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合にあつては、大阪府は調査を行う（最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い調査を行う。）。調査の結果、最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき以外は、その者を落札者とし、その者を落札者としなないときは、予定価格の制限の範囲内の価

格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を調査のうえ落札者とする。

(再度の入札)

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合においては、再度の入札は行わない。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 当初入札において第7条第1号から第2号まで及び第12号の規定により無効とされた入札をした者

(2) 当初入札において第7条第13号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

(3) 当初入札において第13条第3号から第4号までに該当した者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定することとし、第11条に規定する入札事務に関係のない大阪府の職員が入札者に代わって行うものとする。

(結果連絡)

第17条 入札参加者には、電子メールにて入札結果を連絡するものとする。

(契約保証金等)

第18条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

(1) 大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上の額とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類（知事が競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示に掲げる契約の種類）及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

(契約の締結等)

第19条 契約書を作成する場合においては、落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を落札決定後速やかに提出するとともに、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める誓約書及び契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立て)

第 20 条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 21 条 入札に際しては、すべて当課の指示に従うこと。

(入札書封筒)

(表)

入 札 書	
開札日時	令和8年2月26日 午後2時
業 務 名	<u>「大阪府医療情報システム群に係る 端末機の賃貸借」</u>
入 札 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇 (印)
(入札結果連絡先〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇課〇〇〇係)	

(裏)

割 印	
-----	--

(表封筒)

※1 〔入札書等在中〕と朱書し、親展で提出すること。

大阪府中央区大手前2丁目

5	4	0	-	8	5	7	0
---	---	---	---	---	---	---	---

大阪府健康医療部保健医療室

医療・感染症対策課救急・災害医療グループ

宛

〔入札書在中〕

業務名 「大阪府医療情報システム群に係る端末機の賃貸借」

入札者 ○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者 ○○○○